

筑紫野市告示第 148 号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の規定により、筑紫野市長が指定する地域（以下「指定地域」という。）における規制基準を次のように変更し、同法第4条第3項において準用する同法第3条第3項の規定に基づき、この告示の日から施行する。

平成27年10月1日

筑紫野市長 藤田 陽 三



時間の区分 区域の区分	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで及び 午後7時から 午後11時まで	午後11時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

※ 平成24年4月1日筑紫野市告示第64号における指定地域の図面は、廃止するため、指定地域の変更がある際は、その変更準じるものとする。